

訪問看護に係る利用料金表【介護保険ご利用の場合】

介護保険が適用されます。介護保険の訪問看護費 地域単価（基本単価×10.0）
介護保険証、負担割合証をご提示ください。利用料については次のようになります。

1、利用料

令和 6年 11月1日より

利 用 時 間	利 用 料	
	要介護の方	要支援の方
20 分未満	314単位／回	303単位／回
30 分未満	471単位／回	451単位／回
30 分以上 60 分未満	823単位／回	794単位／回
60 分以上 90 分未満	1,128単位／回	1,090単位／回
理学療法士等による訪問の場合(20分)	294単位／回	284単位／回
理学療法士等による訪問の場合(40分)	588単位／回	568単位／回
理学療法士等による訪問の場合(60分)	794単位／回	426単位／回

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

理学療法士等の訪問は1週間に120分までとなります。

2、営業時間外利用料

利 用 時 間	利 用 料
午前 6 時～8 時、午後 6 時～10 時	上記基本料金+25%
午後 10 時～午前 6 時	上記基本料金+50%

3、加算（主なもの、□印が当事業所で算定している加算）

加算内容	利用料	備考
緊急時訪問看護 加算Ⅰ	600単位／月	利用者の同意を得て利用者または家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問をおこなった場合(24時間体制をとっている場合)
特別管理加算Ⅰ	500単位／月	特別な管理を必要とする利用者に対して状態に必要なサービスの実施に計画的管理を行った場合 (在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている) (留置カテーテル等を使用している状態)
特別管理加算Ⅱ	250単位／月	(在宅酸素、真皮を超える褥瘡など)
退院時共同指導加算	600単位／回	退院する際に主治医等と連携して在宅生活での療養上必要な指導を行った場合 (初期加算は算定できない)
初回加算 退院日当日	350単位／月	新規利用者に訪問看護を提供した場合
退院日翌日以降	300単位／月	

	ターミナルケア加算 (介護予防訪問看護 は対象外)	2,500単位	利用者の死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
	長時間訪問看護加算	300単位／回	(特別管理加算対象者に 90 分以上の訪問看護)
	複数名訪問加算 I ・看護師、准看護師、理 学療法士の場合	30分未満 ／ 254単位 30分以上 ／ 402単位	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合
	サービス提供体制 加算 I	6単位／回	
	専門管理加算	250単位／月	特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制化加算は区分支給限度額の算定対象外となります

4、キャンセル料

- ①利用者からサービス利用の中止について、当日8時～9時までに連絡をいただければ、予定されたサービスを中止または変更ができます。この場合、キャンセル料は発生しません。
- ②当日9時以降のキャンセルについては、利用者に訪問看護料実費を負担していただきます。

5、自費となるもの

衛生材料(テープ類、酒精綿) 吸引カテーテルなど

6、交通費

那須烏山市・那珂川町以外に居住する方	片道10Km未満1回につき 500円 片道10km以上20Km未満1回につき 1,000円 片道20km以上1回につき 1,500円
--------------------	--